

千葉県報

号外
令和6年3月29日

号外第12号

主要目次

○ 千葉県事務委任規則の一部を改正する規則

規

則

千葉県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第十六号

千葉県事務委任規則の一部を改正する規則

千葉県事務委任規則（昭和三十一年千葉県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第四条の三に次の一号を加える。

三 使用料及び手数料条例の施行に関する事。

イ 第五条第三項の規定による一般旅券の発給手数料及び一般旅券の渡航先追加手数料の減免に関する事（旅券法第二十条第六項の規定により同条第一項第一号から

第四号に掲げる手数料（同条第二項に規定する場合にあつては、同項に定める額を含む。）の減免を行う場合に限る。）。

第五条第一項第二十二号の三ホ中「第三十八条第二項」を「第五十三条第二項」に改め、同号へ中「第三十八条第五項」を「第五十三条第五項」に改め、同項第四十四号ヨ中「第三十三条の七第五項」を「第三十三条の六第五項」に改める。

第五条の三第七号ホ中「第三十八条第二項」を「第五十三条第二項」に改め、同号へ中「第三十八条第五項」を「第五十三条第五項」に改める。

第七条の六第一号及び第二号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第十一条第四号中「森林経営計画推進事業補助金」を削り、「除く。）、」を「除く。）、小規模治山緊急整備事業補助金及び」に改め、「及びサンプスギ林総合対策事業補助金」を削る。

第十二条第一項中「（建築基準法第四条第七項）を」（建築基準法第四条第九項）に改め、同項第十四号の八中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項第四十号中「第四条第七項」

を「第四条第九項」に改める。

第十二条の二及び第十二条の三第二項中「第四条第七項」を「第四条第九項」に改める。

第十九条第一号イ中「第三十三条第七項」を「第三十三条第九項」に改め、「とき」の下に「又は入院の期間の更新をしたとき」を加え、同号中ニを削り、ホをニとし、へから又までをホからリまでとする。

第二十条の見出しを「（障害者テクノスクール校長）」に改め、同条中「障害者高等技術専門校の」を「障害者テクノスクールの」に改め、同条第一号中「千葉県立障害者高等技術専門校設置管理条例」を「千葉県立障害者テクノスクール設置管理条例」に改める。

第二十一条の見出しを「（テクノスクール校長）」に改め、同条中「高等技術専門校」を「テクノスクール」に改め、同条各号中「職業能力開発発校授業料」を「テクノスクールの授業料」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

購読料

本号

一部

六円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八